

公益財団法人岐阜県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコード遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.gifu-sports.org>

原則	審査項目	自己説明	証憑書類
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(ア) 中期計画として「2022年度～2026年度第4次将来構想」を策定し、「生涯スポーツ」「競技スポーツ」「施設運営によるスポーツ推進」「協会組織の運営」を柱に、岐阜県が策定した「第2期清流の国ぎふスポーツ推進計画」と連携して対応している。 (イ) 「2022年度～2026年度第4次将来構想」は、公益財団法人岐阜県スポーツ協会(以下「当協会」という。)のホームページ上で公開している。 <参考URL: https://www.gifu-sports.org >	2022年度～2026年度第4次将来構想
[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) 役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要の規程を整備すること	(ア) 当協会役員及び職員（役・職員倫理規程第2条）については、倫理規程第3条及び第4条に「基本的責務」「遵守事項」を定め、同6条で違反した際の処分等について定めている。 (イ) さらに職員については、職員就業規程第3条で諸規程を遵守する旨を定め、同4・6条で違反した際の懲戒について定めている。 (ウ) 加盟団体については、倫理に関するガイドラインを示し、倫理に関する規程の作成や改定等の整備を図るとともに、違反した際の処分等を定めるよう促している。	役・職員倫理規程 職員就業規程 加盟団体における倫理に関するガイドライン ガイドラインに基づく基本的な整備事項
[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(ア) 定款をはじめ、各種規程を整備している。	定款 専門委員会規程 加盟団体に関する規程 事務局規程 会計処理規程 公印規程 文書規程等
[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(ア) 定款をはじめ、各種規程を整備している。	事務局規程 会計処理規程 情報公開に関する要綱 個人情報保護に関する要綱 契約審査会設置要綱等
[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	(ア) 役・職員の報酬等に関する諸規程を整備している。	常勤役員の勤務及び給与等に関する規程 職員給与規程 職員旅費規程 任期付き職員給与規程等

原則	審査項目	自己説明	証憑書類
[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	(ア) 定款第3章(第5条～第9条)において、当協会の財産・会計について定めている他、各種規程 を整備している。	定款 会計処理規程 資金運用管理規程 岐阜メモリアルセンター利用料金規程 等
[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	(ア) 加盟団体に関する規程第2条において、加盟団体の年次分担金の納入に関する内容を定めてい る。 (イ) 岐阜県スポーツ少年団規程第10章第28条に基づき、登録に関する細則により登録者の範囲・ 手続き等を定めている。 (ウ) 賛助会員規程に基づき、賛助会費等を定めている。	加盟団体に関する規程 岐阜県スポーツ少年団規程 賛助会員規程
[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	(ア) 国民スポーツ大会への代表選手選考については、各加盟競技団体から推薦された者を専門委員会 で審議し、理事会の承認を経て決定している。 (イ) 各加盟競技団体においても選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公 平かつ透明性のある選考を行うよう下記のように指導している。 1 選考基準の明確化 人数、期間、対象大会、方法、予選会免除対象者の取扱を委員会等で決定し、具体性、 公平性、公正性のある基準 2 選考基準の周知 関係者に対し、広く確認できる方法で周知(公開) 3 選考基準の変更 原則、変更せず、やむを得ない場合は、十分に理解を得る 4 選考結果の説明責任 関係者に対し、広く確認できる方法で周知(公開)し、選考結果に対する質問や疑義が あった場合の対応窓口を提示	定款 委員会規程・細則 加盟団体における倫理に関するガイド ライン ガイドラインに基づく基本的な整備事 項
[原則5] コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライア ンス教育を実施すること	(ア) 新規職員には年度初めの研修において、コンプライアンスを含めて各種規程の説明を行ってい る。 (イ) 全職員に対して毎年職員研修を実施し、様々な情報を提供するとともに職員の資質向上に努めて いる。 (ウ) 役員(役・職員倫理規程第2条)については、令和6年6月20日に「スポーツハラスメントの 防止について」をテーマとした役員研修会を専門家の講師を招いて実施した。	説明会次第 研修会次第 役・職員倫理規程 役員研修会次第
[原則5] コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコン プライアンス教育を実施すること	(ア) 当協会所属のJSPO公認スポーツ指導者及びスポーツ指導に関わる指導者に対して、コンプライ アンスを含めた研修会を実施している。 (イ) 国スポ監督・選手及び関係者に対して、アンチ・ドーピング等の研修会を実施している。	公認スポーツ指導者研修会要項 ドーピング防止研修会要項

原則	審査項目	自己説明	証憑書類
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(ア) 当協会と会計事務所との間で顧問契約を締結しており、財務・経理・税務に関する業務遂行上で懸念等がある場合はいつでも相談できる体制を整えている。 (イ) 当協会に2名の監事を選任し、業務運営及び計算書類等の監査を受けている。 (ウ) 監事は豊富な経営能力を有した企業の経営者に委嘱している。	業務委託契約書 役員名簿
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(ア) 県や助成元における要項などの定めに沿って適切に処理し、県や助成元における監査等を受けている。 (イ) 事務局規程及び会計処理規程に基づき、手続きや科目など適切な経理処理を行うとともに、その処理方法に係る監査を受けている。 (ウ) 役・職員倫理規程第4条において不正行為を禁じ、第6条で違反した場合の対処について定めている。	事務局規程 会計処理規程 役・職員倫理規程
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(ア) 法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、監査報告書、役員名簿、他資料）を事業所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。 (イ) 定款及び事業・決算報告書等をホームページで開示している。 <参考URL:https://www.gifu-sports.org>	定款 法定備置書類
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(ア) 国民スポーツ大会への代表選手選考については、各加盟競技団体から推薦された者を専門委員会で審議し、理事会の承認を経て決定している。 (イ) 各加盟競技団体においても選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性のある選考を行うよう下記のように指導している。 1 選考基準の明確化 人数、期間、対象大会、方法、予選会免除対象者の取扱を委員会等で決定し、具体性、公平性、公正性のある基準 2 選考基準の周知 関係者に対し、広く確認できる方法で周知（公開） 3 選考基準の変更 原則、変更せず、やむを得ない場合は、十分に理解を得る 4 選考結果の説明責任 関係者に対し、広く確認できる方法で周知（公開）し、選考結果に対する質問や疑義があった場合の対応窓口を提示	定款 委員会規程・細則 加盟団体における倫理に関するガイドライン ガイドラインに基づく基本的な整備事項

原則	審査項目	自己説明	証憑書類
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(ア) 当協会の令和6年度ガバナンスコード遵守状況を令和6年9月30日にホームページで公表した。 <参考URL: https://www.gifu-sports.org >	当協会ホームページ
[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(ア) 加盟団体規程第7条において自主的・自律的な取組みを求める事項を定め、第8条においてスポーツ団体ガバナンスコードの遵守、適合状況の自己説明及び公表の年1回実施を義務付けるなど権限関係を明確に定めている。 (イ) 年度末に加盟団体代表者会議を開催し、翌年度の方針や事業計画を説明するとともに加盟団体からの質疑を受けて指導・助言を行っている。	加盟団体規程 加盟団体代表者会議通知
[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	(ア) 加盟団体代表者会議を開催し、ガバナンスやコンプライアンスを含めた情報を提供し、加盟団体へ指導・助言を行っている。 (イ) 加盟団体関係者を当協会役員向けの役員研修会の参加対象とすることで研修機会を提供した。	加盟団体代表者会議通知 役員研修会次第